

服者の所の御簾のへり、もつかうには、にび色の布を用る也、黒き木丁とは、几帳の手黒ぬりにして、まきゑらてんをしかたびらは是もにび色也。

〔葵花物語〕御裳著枇杷どの子姫一品宮内親王の御もぎとて略中治安三年四月一日ぞ奉りける、西のたいの御玄つらひの玉をみが、せ給へるを、御覽せさせんの御いとなみいはんかたなくおかしげなり、からにしきをへりに玄たり、御ぐどもの蒔繪らてんのひまくに、たまをいれさせたまへり、おほかたえまねびつくさすみすのへりには、あをき大もんのをり物をぞせさせ給へる。

〔十訓抄〕七小野右大臣實資原とて、世には賢人右府と申略中あたらしく家を造て移徙せられける夜火鉢なる火のみすのへりに走りか、りけるが、やがても消ざりけるを、玄ばし見給けるほどに、やうくとゆづり付て、次第にもえあがるを、人あざみてよりけるを、制てけさゞりけり、

〔吉記〕承安三年七月九日、未明、御簾編等令召遣成長許畢、今日内令編出料也、

〔鶴岡放生會職人歌合〕右

御簾編略歌

〔七十一番歌合上〕廿三番 左 翠簾屋

雪とみて卷あぐるかな玉すだれいとさやかなる秋夜の月略中

人めさへあな耻かしややぶれみす丸ねばかりにあかすよは哉略中

新御所の御わたましちかづきて、いそがはしさよ、この衛殿より御いそぎのみすにて、

〔人倫訓蒙圖彙〕六翠簾師 唐土の楊竹氏といふ者、車の物見にかけんために作れりと、日本にては崇神天皇の御代にあり、禁裏みす師、富小路竹屋町下ル丁和泉烏丸竹屋町徳助、同三右衛門、民間に用る雑品の簾は、伏見にこれを造る、又伊興簾京に上す也、江戸本吉原徳方、京橋一丁目市左衛門、